

## 高知家健康づくり支援薬局認定制度実施要領

### 第1 目的

本県の高齢化の進展や県民の健康志向が高まるなか、県民が健康づくりに取り組みやすい環境を整え、また、かかりつけ薬局として身近で気軽に医薬品や健康に関する専門的な相談・支援が受けられる総合的な健康情報拠点として、地域の薬局を「高知家健康づくり支援薬局」として認定するために必要な事項を定める。

### 第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 高知家健康づくり支援薬局

第4に定める認定要件を満たし、薬局内外において積極的に地域住民の健康づくり等を支援する薬局（以下、「高知家の薬局」という。）として、県が認定する。

#### (2) 高知家の薬剤師

次のアからウのいずれかを満たす薬剤師とする。

ア 健康サポート薬局に係る研修修了者

イ 研修認定薬剤師

ウ 研修受講歴や勤続年数等を勘案して、知事が認めた者

### 第3 責務及び役割

この要領において、次の各号に掲げる者の責務及び役割は、当該各号に定めるところとする。

#### (1) 高知家の薬局の開設者

ア 研修受講等により、勤務する薬剤師のスキルアップを図ること。

イ 高知家の薬剤師の研修受講状況を定期的に確認すること。

ウ 高知家の薬剤師の確保に努めること。

#### (2) 高知家の薬剤師

ア 第2の(2)を満たすよう努めること。

イ 第2の(2)のウに定義する高知家の薬剤師は、研修受講記録を作成し、3年間保管すること。ただし、公益財団法人日本薬剤師研修センターが発行する「薬剤師研修手帳」を受講記録としても差し支えない。なお、研修の受講記録は、県の求めに応じて閲覧可能な状態とすること。

### 第4 認定要件

次の各号に掲げる要件にすべて適合する薬局を高知家の薬局として認定するものとする。

#### (1) 開局時間中は高知家の薬剤師が1名以上勤務していること。

- (2) 高知家の薬局であることや高知家の薬局が行う健康づくり等に関する取組内容を薬局内外の見やすい場所に県民にわかりやすく掲示すること。
- (3) 相談者のプライバシーに配慮すること。
- (4) 高知家健康パスポート事業をはじめ、日本一の健康長寿県構想等の取組に協力すること。また、県が行う調査等に協力すること。
- (5) 厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン」によるかかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能（服薬情報の一元的・継続的把握、24時間対応・在宅対応、医療機関等との連携、残薬解消等）と健康サポート機能を満たすよう努めること。
- (6) その他、別表に定める事項について遵守されていること。

## 第5 認定申請

高知家の薬局の認定を受けようとする薬局の開設者は、様式第1号により認定申請書を県に提出するものとする。また、認定申請は薬局毎に行うものとする。

## 第6 認定証の交付

県は、高知家の薬局として認定を受けた薬局に対して、様式第2号により認定証を交付するものとする。

## 第7 看板イメージ等の使用

高知家の薬局の看板イメージや高知家の薬剤師ロゴマークの使用については別添「高知家健康づくり支援薬局看板イメージ等の使用に関する規定」において定めるものとする。

## 第8 高知家の薬局への支援

県は、高知家の薬局に対して次の支援を行う。

- (1) 県ホームページやこうち医療ネットでの公表
- (2) 高知家の薬局であることを示すPR資材（表札、ステッカー等）の提供
- (3) 高知家の薬剤師であることを示すピンバッジの交付
- (4) 高知家の薬剤師に必要な知識の習得に向けた研修会等の開催
- (5) 県民の健康づくり等に関する普及啓発資材の提供

## 第9 認定証の再交付

高知家の薬局の開設者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第3号により認定証再交付申請書を県に提出するものとする。なお、失った認定証を発見したときは、直ちに県に返還しなければならない。

## 第10 申請内容の変更

高知家の薬局の開設者は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに、様式第4号

により変更届を県に提出するものとする。

#### 第11 認定の辞退

高知家の薬局の開設者は、薬局を廃止した場合、第4に規定する認定要件に該当しなくなった場合又は認定の辞退を希望する場合は、様式第5号により認定辞退届を県に提出し、併せて、認定証及び認定により県から交付されたPR資材等を返還するものとする。

#### 第12 認定の取消し

県は、高知家の薬局が次のいずれかに該当することが確認された場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4に規定する認定要件を満たさなくなった場合
  - (2) 高知家の薬局として好ましくない事由が発生した場合
- 2 県は、前項の規定により認定を取消した場合は、様式第6号の認定取消通知書により薬局に通知するものとする。
  - 3 前項の規定により、認定取消通知書を受領した薬局の開設者は、速やかに認定証及び認定により県から交付されたPR資材等を返還しなければならない。
  - 4 認定を取り消された薬局に関しては、取消日から一定期間、認定の申請をすることができない。

#### 第13 報告等

高知家の薬局の開設者は、当該薬局開設の許可の更新の申請に併せて、様式第7号により当該薬局に係る高知家の薬剤師報告書を県に提出しなければならない。

#### 第14 その他

第三者が、ホームページ等に掲載された薬局の情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と高知家の薬局の間で解決するものとし、県は一切の関与及び責任を負わない。

- 2 県は、本制度に係る事務を委託して実施することができる。
- 3 この要領に定めるものの他、必要な事項については、別途定める。

#### 附則

(施行期日)

この要領は、平成26年7月9日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

別表

本事業において、高知家健康づくり支援薬局認定制度に申請できる薬局は、次の全てを満たす薬局とする。

- (1) 県内に薬局を開設している個人事業主、法人であること。
- (2) 一般用医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品等の押し売りをしないこと。
- (3) 一般用医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品等について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に抵触することが疑われる内容の誇大広告を行っていないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を遵守し、過去3年間に始末書提出以上の行政処分を受けたことがないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。この号において、暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例の用語に同じ。)第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
  - イ その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
  - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
  - エ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
  - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
  - カ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
  - キ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
  - ク その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
  - ケ その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県の行政運営の方針に反しないものであること。